

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告嗟峨剛に対し、14万0220円及びこれに対する令和7年2月2日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 2 原告嗟峨剛の被告に対する債務が存在しないことを確認する。
- 3 原告三浦覚の被告に対する債務が存在しないことを確認する。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに1項につき仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告■■■■ (以下、「原告■■■■」という。)の被告に対する損害賠償請求について

(1) スキー場における事故の発生について

ア 事故発生日時

令和7年2月2日午前11時ころ

イ 事故発生場所

北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ448

ニセコモイワスキーリゾート内

クワッドリフト右側 (※山側からみて右側という趣旨である。なお、以後の「右」「左」との記載は全て山側から見た場合を指す。)

ウ 事故当事者

原告■■■■及び被告

エ 事故状況等

原告■■■■は上記事故発生日時において、事故発生場所において、原告■■■■ (以下、「原告■■■■」という。)と一緒にスキーを行っていた。

原告■■■■は原告■■■■に先行して、クワッドリフトの右側付近を、同リフトに沿うようにして滑走していた。

一方で、被告においても、上記事故発生日時・場所において、スノーボードにより滑走していたところ、原告■■■■と接触する事故が発生したものである (以下、原告■■■■と被告の接触事故を「本件事故」という。)

原告■■■■において、後日、事故現場に設置されたカメラの映像を確認したかぎり、原告■■■■はパラレルターンで比較的小さな弧を描き、直線的に滑降していたのに対し、被告はグレンデを右から左斜下に横断するかのよう大きな弧を描いて滑降しており、最終的には被告が原告■■■■の右側から接触した事故態様であった。

(2) 不法行為

スキー場において、スノーボードを用いて滑走するに当たり、ゲレンデを左右に横断するような滑走方法は、ゲレンデを山側から谷側に向かって滑降してくる者の進路を妨害する危険性のある滑降方法であるところ、被告においては、右側から左斜め下方向にゲレンデを横断するような滑降方法を取るに際し、進行方向の周辺で谷側から滑降してくる者の動静に注意し、その者の進路を妨害しないように行動すべき注意義務がある。

しかるに、被告はかかる義務を怠り、漫然とゲレンデを横断するように滑走した過失により、その進路前方を滑降してきた原告■■■■に接触し、同人を転倒させ損害を与えたものであるから、民法709条に基づき、同人に発生した損害を賠償する責任を負う。

(3) 損害

ア 治療費等

(ア) 市立室蘭総合病院 脳神経外科

原告■■■■は、本件事故後めまいが酷かったことから、以下のとおり、市立室蘭総合病院脳神経外科を受診し、脳震盪との診断を受け、通院した。

・令和7年2月4日（甲1）

診察料等：6160円

薬代：950円

・令和7年2月25日（甲2）

診察料等：230円

(イ) 市立室蘭総合病院 整形外科

原告■■■■は、本件事故後左肩の傷みが取れないことから、以下のとおり、市立室蘭総合病院整形外科を受診し、左肩打撲等の診断を受け、通院した。

・令和7年2月12日（甲3）

診察料等：3950円

薬代：1090円

・令和7年4月3日（甲4）

診察料等：440円

薬代：1400円

(ウ) 小括

1万4220円

イ 慰謝料



現在までの通院状況などを鑑みると実通院日数の3倍である12日間を通院期間として、7万6000円程度を慰謝料として算定する。

ウ 弁護士費用

弁護士費用は現時点において5万円程度が相当である。

エ 合計

14万0220円

オ なお、原告■■■■の左肩の傷みについては、現在も継続しており、今後さらなる治療が必要となる場合もあるので、その場合には請求を拡張する予定である。

(4) 小括

以上から、原告■■■■は被告に対し、14万0220円及びこれに対する本件事故日である令和7年2月2日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延利息の支払いを求める。

2 債務不存在確認について

(1) 本件事故について

被告においては、本件事故は、原告■■■■の全面的過失によるものである旨主張し、今後、原告■■■■に対する賠償請求を行う可能性が高いところ、現在、被告は、原告■■■■を札幌方面倶知安警察署に対して過失致傷罪により刑事告訴するなど原告■■■■と被告との主張対立は激しく、任意の交渉による解決は全く望めないところである。

被告側が本件事故に関して主張する損害内容については、現時点では不明である上、その適正な損害額や過失割合等を確定する必要があることから、原告には確認の利益がある。

(2) 恐喝未遂について

被告は、本件事故後の対応を巡り、原告■■■■及び原告■■■■が被告を脅迫するなどし、本件事故による原告■■■■の被告に対する賠償責任を免れようとしたなどとして、令和7年3月までに原告■■■■及び原告■■■■を札幌方面倶知安警察署に対し、恐喝未遂により刑事告訴した。

しかしながら、原告らにおいて、被告を脅迫する等して、本件事故の賠償責任を免れようとした事実などない上、これに基づく原告らの被告に対する賠償責任も存在しない。

他方、被告においては、恐喝未遂を理由として、原告ら実際に刑事告訴しており、これに伴い、今後、原告らに対して恐喝未遂を理由とした賠償

請求を行う可能性が十分あるから、原告にはかかる義務がないことを確認する利益がある。

(3) 小括

以上から、原被告及び原告の被告に対する債務が存在しないことを確認することを求める。

3 結論

以上の理由から、原告は請求の趣旨記載の判決を求めるものである。

以上

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

付 属 書 類

1 訴状副本	1 通
2 証拠説明書	正本 1 通・副本 1 通
3 甲号証写し	正本 1 通・副本 1 通
4 訴訟委任状	2 通